

ピアレビュー・アクレディテーション委員会

全米公共政策系教育機関協会  
専門職学位課程 総合案内および基準

2006年1月版

## 全米公共政策系教育機関協会 (NASPAA)

### ピアレビュー・アクレディテーション委員会 (COPRA)

#### 概要説明

#### I. NASPAAによる評価および認定の理由とプロセス

1977年NASPAA委員は、公共政策系の修士課程または学位プログラムの任意ピアレビューによる評価制度の採用を決議した。同年NASPAAは「公共政策系大学院専門職修士課程基準」を採択した。ピアレビュー制度は公共政策系教育の質をより向上させるため、委員会により始められたものである。

1983年NASPAA委員は、公共政策系教育を専攻する大学院修士号の専門分野別アクレディテーション機関として承認を求め、中等後教育機関アクレディテーション審議会 (COPA, 現在は解散) に申請、1986年10月3日に専門分野別アクレディテーション機関として公式に承認された。1993年中等後教育機関アクレディテーション審議会 (COPA) は中等後教育機関アクレディテーション機関承認委員会 (CORPA) となり、1996年には高等教育機関アクレディテーション協議会 (CHEA) となった。NASPAAは1991年と1996年に再度承認を受け、さらに2003年に再審査される。

NASPAA基準やCOPRAの評価プロセスは、優れた公共政策系の教育を達成するため、各プログラムがそれぞれ異なった目的や方法を用いることを認めている。基準が認める多様性とは、プログラムの目的やその達成という点で適切であることを示していなければならない。全体的評価を下す際、COPRAは基準に合致しているか考慮しながらプログラム全体の質やプログラム独自の目的について評価を行う。

評価や認定を行う際、プログラムの目的は重要な要素となる。プログラムには必ず教育理念や目的が明記される必要がある。またその使命や資源、プログラムを構成する人々に合った適切な方法と目標への秩序立った展開過程もプログラムに含まれている必要がある。学生の成績や目標達成度を評価するため、それぞれのプログラムは評価の過程と方法に関して報告をするが、こういった評価過程や方法は、目的にどれだけ近づいたかを判断する要素となるのである。また作業の指針として、プログラムの目標、方策、遂行を指揮および改訂するに際しどのように情報を利用したかを示すことも要求される。

評価と認定の作業はセルフスタディ、ピアレビュー・アクレディテーション委員会 (COPRA) による審査、そして COPRA が任命する視察チームによる 2-3 日の実地視察から成る。毎年8月15日にセルフスタディ報告書が提出され、評価と認定の作業が始まる。6月に最終評価セッションのため委員が集まり、プログラムが基準と合致しているか否か判定を下す。またその時期には COPRA によって認定校一覧が公表される。重大ではない

がやや問題のあるプログラムは引き続き1～2年間審査対象となり、修正点を明記した簡潔なセルフスタディ報告書を提出することができる。

公共政策系の学部または大学院を設置している250の大学がNASPAAメンバーとなっている。またピアレビューに参加資格のあるプログラムのうち139のプログラムが認定を受けており、ピアレビューとアクレディテーションに任意で参加しているプログラムの多くが質の高公共政策系の教育に深い関心を示している。

「公共政策系大学院専門職修士課程基準」はNASPAA基準委員会によって提案されNASPAAによって採択されたものである。また「ピアレビューとアクレディテーションの方針と手続」はピアレビュー・アクレディテーション委員会（COPRA）が作成し評議会で承認されている。評価および認定に関するその他の文書（セルフスタディの説明書、実地視察マニュアル、実地視察トレーニングのワークショップのスケジュール等）はCOPRAの責任のもとに作成されている。

## II. 評価および認定プロセスの概要

### A. プロセスにおける各ステップ

1. 8月15日までにセルフスタディ報告書（SSR）を準備し提出する。
2. COPRAのスタッフおよびチームの主査（chair）による技術的な審査。
3. 秋のNASPAA年次総会開催中に、COPRAにより第一次審査と中間報告書作成が行われる。審査中のプログラムはリエゾン割り当てられる。リエゾンとは各プログラムに割り当てられたCOPRAメンバーで、COPRA、プログラム、実地視察チームの間に立ち連絡係としての役割を果たす。リエゾンは当該プログラムのSSRに極めて精通している必要がある。
4. 第一次審査後のオプション：
  - a) COPRAが実地視察を推奨
  - b) COPRAが実地視察の延期を助言
  - c) プログラムが評価認定プロセスから離脱COPRAの推奨とは無関係に実地視察を進めることもできる。
5. プログラムの適合性を評価するため、セルフスタディ報告書のほかに説明を要求する特定基準をリストアップした中間報告がCOPRAからプログラムへ送られる。これらの項目はとりわけ実地視察チーム（SVT）によって検討されたもので、プログラムはこの中間報告に回答する。通常、プログラムが中間報告を受領した後、リエゾンとの最初の接触が始まる。
6. 実地視察の準備—プログラムの責任者宛に名前リストを提出。プログラムは1名を取り除く事ができる。COPRAによってSVTが任命される。
7. 1月1日から3月31日の間に実地視察を行う。SVTは報告書の草案を作成する。プログラムが回答し、SVTによる最終的な実地視察報告書が5月までにCOPRAに送られる。

8. 6月にCOPRA委員が集合、評価を行い、助言事項を作成し、プログラムに送付する。助言事項には以下のものがある。

初めて申請するプログラム

- － 7年間の認定
- － 特定の修正が行われ、プログラムが将来評価プロセスに組み込まれるまで  
1年から2年認定決定を延期
- － 認定の却下

再認定を申請するプログラム

- － 7年の認定
- － 1年の認定
- － 認定の却下

9. 上訴－異議申立手続に関しては「ピアレビューとアクレディテーションの方針と手続」のセクション12.0の概略説明参照。

### III. 基準

A. NASPAAの行政学修士（MPA）基準の目的は、教育の質を向上させ維持すること、また公共政策系の専門教育を提供することである。これらの基準は、フルタイムの学生、パートタイムの学生、専門を変更する学生、公共政策系分野でも異なった専門的職業に興味を持つ学生といった様々な教育ニーズに対応できるように設定されている。

この基準は以下の項目（9点）からなっている。

1. ピアレビューに必要なプログラムの資格
2. プログラムの使命（mission）
3. プログラムの管轄権
4. カリキュラム：共通コア科目と専門科目
5. 教員
6. 学生の入学
7. 学生サービス
8. 支援サービス、施設
9. オフキャンパス教育プログラム、遠隔教育プログラム

#### B. セルフスタディ報告書

プログラムが作成するセルフスタディ報告書には、評価される学位プログラムの情報が含まれていること。報告書の各セクションはMPA基準に準拠した内容になっていること。

1. 第1巻：  
I～IX章 - 基準に関する記述情報
2. 第2巻：  
教員データシート（または履歴書）  
科目（course）の概要（または科目の細目）
3. セルフスタディ報告書作成後、実地視察前に著しい変更を加えた場合、変更の詳細については、視察チーム到着までに書面で提出されなければならない。変更計画のみでは不十分である。
4. セルフスタディの年はどのようにして決定したか。一般規則としてプログラムは評価認定の申請提出直前に、実際に学期中行われた運営のデータ、政策、手続につき最新情報を提供すること。
5. なぜ報告書にそれほどのデータや情報が必要か。承認までの過程は多くの量的基準よりも同僚評価者の判断によるところが大きくなる。プログラムを通して矛盾のない公正な判断を行うために、COPRAと実地視察チームは多くのデータが必要である。一方、大学関係者も、集めた情報により自らの大学に関して多くの事を知ることができる。
6. すでに認定を得ているプログラムは、新たに申請中のプログラム同様、厳しく同基準を維持する必要がある。適格性に関する疑問は、認定が与えられる前に解明されなければならない。

#### IV. 実地視察チームの役割

実地視察チームの役割は、セルフスタディ報告に示された説明を検証、明確化することである。チームはCOPRAの一部として活動し、NASPAA基準に対し当該プログラムが提示する目標を評価する。COPRAの疑問に対し情報を提供することはとりわけ重要な役割である。しかし、当該プログラムが認定を得るために十分か否かの決定に実地視察チームは加わらない。決定はCOPRAの役目である。実地視察は同僚間の情報交換の場にもなるし、また公共政策系教育の質の向上を共に目指そうという試みにおいて、より大規模な評価認定過程の一部にもなるのである。

##### A. 視察前の準備

1. 実地視察のトレーニング・ワークショップに参加
2. 評価認定過程について学ぶ

3. 基準とその意味解釈を学ぶ
4. 申請者のセルフスタディ報告に精通する
5. COPRAの関心事を把握する

#### B. 視察スケジュール

1. 二日半から三日半の期間に行う
2. 複数大学を訪問する場合にはさらに日数を要する
3. 大学、プログラムの運営者、教員、卒業生、学生とのインタビュー
4. プログラムの記録を見直す

#### C. 実地視察チームの報告

1. 草案作成。通常チームの主査が視察メンバーに報告書の分担を指定。視察チームメンバーはキャンパスを離れる前に予備レポートを作成するよう促され、主査がその草案を集めてプログラムへフィードバックとしてコピーを送付する。
2. プログラムは草案に対応する。実地視察チームの議長が最終報告書を完成させ、COPRAへ提出する。

NASPAAピアレビューに関して用意された文書には以下のものがある：

- ・ ピアレビューとア kredィテーションの方針と手続（1993年4月改正）
- ・ 公共政策系大学院専門職修士課程基準（1978, 1981, 1984, 1987, 1988, 1991, 1992, 1997, 2002年10月改正）
- ・ セルフスタディ報告書の作成説明書（1994, 2001, 2002年6月更新）
- ・ 実地視察マニュアル（1993年4月, 2002年1月更新）
- ・ 公共サービスにおける実務研修ガイドライン（1991年3月改正）
- ・ MPA学位のカテゴリーとして公共事業運営における修士課程専門分野を設立するためのガイドライン（1993年4月改正）
- ・ 多様性に関するガイドライン（1997年10月改正）

ピアレビュー・ア kredィテーション委員会（COPRA）により作成 1998年10月19日

1991年3月23日改正

1992年10月24日改正

1994年6月17日改正

2001年1月24日；2002年1月15日編集更新

## 公共政策系大学院専門職修士課程基準

### はじめに

目的：公共政策系の修士課程に基準を設ける目的は、教育の質を向上し維持させるためである。この基準はNASPAAの評価認定過程で用いられ、COPRAによって遂行されたものである。NASPAAは公共問題と政策および行政を専攻する大学院修士課程を評価認定する専門機関として高等教育機関ア krediteーション協議会(CHEA)に承認されている。

適用性：この基準は、公共政策分野においてリーダーシップ育成のための専門教育を目的とする修士課程に適用される。認定あるいは再認定を求めるプログラムは、すべてこの基準を満たさなければいけない。

オフキャンパス教育や遠隔教育プログラムが異なる目的や学生数、または異なる教育技術や学習方法を使用する場合は、以下の事項を明らかにするためにその違いを十分に説明する必要がある。

- ・ 教授内容がどの程度目的に合致し、また寄与しているか
- ・ 評価および指導の過程が、教授内容の比較可能性をどの程度確保しているか
- ・ これらの違いが学生、教員、運営者、システム、プロセス、プログラムを構成する資源の割当等に及ぼす影響
- ・ 教育が行われる場所を問わず、これらの違いが認定を求めるプログラムにおいて学生が受ける教育に及ぼす影響

(詳細に関してはセルフスタディ報告説明書、基準9、NASPAAのオフキャンパス教育および遠隔教育のガイドラインを参照されたい。)

柔軟性と革新性：当基準に関して最も大切なことは、将来公共事業に従事する者へ質の高い専門教育を提供することである。カリキュラム編成や配信手段における柔軟性と革新性は、様々な学生（フルタイム学生、パートタイム学生、入学前の学生、職を持つ学生、専門を変更する学生、公共政策分野でも異なった専門職業に興味を持つ学生）の教育ニーズに応えるために必要不可欠なものである。

プログラムの総括的評価：優れた公共政策系教育を実施するためにプログラムはそれぞれ異なった目的や方法を用いるものとNASPAAは認識している。基準が認める多様性は、プログラムの目的やその達成という点で妥当性を示していなければいけない。全体的評価を下す際にCOPRAは、基準に十分合致しているかを、考慮しながらプログラム全体の質やプログラム独自の目的を評価する。

## 1.0 評価認定に必要な資格

- 1.1 資格 本基準は教育の質を評価するためにピアレビューの手続を用いることを前提としている。NASPAA による正式な評価認定の手続きは以下の基準を満たすプログラムが対象である。
- 1.2 機関別アクレディテーション 当該プログラムを設置している大学が地区アクレディテーション協会によって認定されていること。
- 1.3 専門職教育 公共政策系分野におけるリーダーシップや管理能力を備えた人材を育てるための専門職教育が主な目的であること。
- 1.4 プログラムの運営期間 プログラムの方針と手続、卒業生の就職先を審査する十分なデータを供給するため、プログラムは最低4年間実施されてなければならない。

## 2.0 プログラムの設置目的

- 2.1 目的の表示 プログラムには教育理念や目的が明記されていること。またその使命や資源、プログラムを構成する人々合った適切な方法および目標の秩序立った展開過程もプログラムに含まれる。
- 2.2 アセスメント プログラムは学生の業績や目標達成を評価すること。当該プログラムやその状況に適していればどのような評価手続および手段を用いても構わないが、プログラムはそれぞれの目的の遂行状態を決定するための手続を開発して使用しなければならない。
- 2.3 プログラム運営の指針 目的、手段、運営の指揮と見直しにおいて、プログラムは自らの運営状況に関する情報を活用すること。

## 3.0 プログラムの管轄権

- 3.1 管理運営組織 効率的な公共政策プログラムは、独立した研究科や大学院であったり経営学研究科や政治学研究科といった責任の所在が明らかなより大きな単位の組織であったりと、様々な形式が考えられる。大学組織の枠組みの中では、公共政策系大学院修士課程の責任はプログラムを効率的に指揮できる特定の教員組織や管理組織にあるべきである。多様な大学構造を認識し、特定の組織を規定することなく適切な注意や方向性、プログラムへの責任を達成する心構えが必要である。
- 3.2 固有の教員 公共政策系のプログラムは固有の教員を有していること。プログラムに対する教員の主な責任は、上部の大学の組織で認識される。

3.3 プログラムの運営 プログラムの運営責任は、主任、研究科長、ディレクター、その他のプログラム教員との協議に基づき任命される運営者1名に割り当てられること。

3.4 影響範囲 教育機関に固有の組織とプロセスの枠組みのなかで、公共政策系教育に関わる教員または（および）運営者は以下の点に関し主導権を持ち決定的な影響力を発揮すること：

- ・プログラム全般の方針と計画
- ・学位の必要条件
- ・科目の新設とカリキュラムの変更
- ・入学者選考
- ・学位取得候補者の認定
- ・科目のスケジューリングと授業の割り当て
- ・財源やその他の資金の使用
- ・プログラムにおける役職、昇進、テニユアの決定

#### 4.0 カリキュラム

4.1 カリキュラムの目的 カリキュラムの目的が、学生が将来の公共サービス分野における職業的指導力を身につけることにあること。

4.2 カリキュラムの要素と総合的能力 共通カリキュラムや付加カリキュラムの要素は、プログラムの目的に沿った学生の総合的な能力を発展させるものであること。カリキュラムの要素は、知的・創造的な分析能力やコミュニケーション能力、そして公共サービスにおける行動力を備えた専門家を生み出すために考案されていること。共通カリキュラムおよび付加カリキュラムの要素はその質や、明示されたプログラムの目的に準拠しているか否かという点で評価される必要がある。

4.21 共通カリキュラム カリキュラムの要素は学生の価値、知識、倫理的かつ効果的に行動する手腕を高めるものであること。

「公共サービス機関の運営」分野には以下の要素が含まれること：

- －人事管理
- －予算編成と財務
- －情報管理、技術活用、政策

「量と質の面における分析技術応用」分野においては以下の要素が含まれる：

- －方針策定とプログラムの構築、実施と評価
- －意思決定と問題解決

「公共政策および組織環境の理解」分野においては以下の要素が含まれる：

- －政治的および法的機関とその業務プロセス
- －経済的および社会的機関と業務プロセス
- －組織と業務管理の概念、行動様式

これらの分野で要求される事柄は特定の科目を規定するものではなく、それぞれの分野に同時間を費やす必要もない。また、そのすべてが公共政策のプログラムにより提供されなければならないということではない。各プログラムの長所の発展の妨げになると捉えるべきではない。

- 4.22 付加カリキュラムの要素 各プログラムは、共通カリキュラムに加えて実施する学習について、その目的や目的の根拠を明確に定義し、目的を達成するためにカリキュラムがどう編成されているかを説明すること。また目的の提示には選択専門科目分野 (Specializations または Concentrations)、対象となる主な学生グループ (例、就学前の学生、在籍学生、フルタイム学生、パートタイム学生) が含まれる。

プログラムが選択専門分野科目の開講を大学のカタログ、広報、パンフレット、ポスターで宣伝するのであれば、それらの選択専門分野科目のうちの主要科目が資格のある学部によって定期的に提供されていることを明記する必要がある。この選択専門分野科目 (Specializations または Concentrations) は、公共政策に関するプログラムごとではなく単位ごとに設置される可能性もある。また、共通カリキュラム要素を代わりとすることはできない。

- 4.3 学位に最低限必要な事項 共通カリキュラム要素および付加カリキュラム要素に関連する学業経験や専門職の経験がほとんどない (または全くない) 学生が専門職学位プログラムを修了するためにはフルタイム学生の2年に相当する時間が必要である。すでに学部課程において共通カリキュラムに関する教育を十分受けている、あるいは重要な行政活動に従事した経験がある者であれば、必要条件の一部は適切に緩和あるいは免除されることもある。この場合でも学生は専門職学位プログラムを修了するためには通常、正規学生の1年に相当する時間を公式な学究活動に費やさなければいけない (インターンシップを除く)。

- 4.4 インターンシップ プログラムは入念に設計されたインターンシップ制度を用意しているので、専門職の経験を十分に持たない学生はインターンシップを利用する事を強く推奨すること。プログラムは引き続き学究活動を監督すること。一般にインターンシップ制度は NASPAA のインターンシップガイドラインを反映したプログラムになっている。

## 5.0 教員

5.1 教員の中核 専門職学位課程の主な責任を担う中核となる教員が必要である。通常教員には、プログラムの規模や構造に適した教育、研究およびサービスの義務を果たすため、プログラムに大きく関わる相当数の常勤教員が含まれていなければならない。また中核教員はいかなる場合でも必ず常勤教員 5 人以上必要である。各教員がどのように教育に関わっているか、またプログラムに関するリサーチやサービス面にどのように関わっているか明記する必要がある。共通カリキュラム中のコースのうち半数以上、および共通カリキュラム要素をカバーするコースのうち半数以上は常勤教員が教授を担当しなければならない。

5.2 専門資格 専門職学位課程で教える常勤教員の少なくとも 75%はその分野において博士号もしくは専門職に関する同等の最終学位を取得していなければならない。相応の最終学位を持たない常勤教員は、担当するコース内容に直接関連した専門職の経験もしくは学究的経験が際立って豊富である必要がある。適切な最終学位取得に積極的に勤めている常勤教員は、学位を持たない 25%に含まれる。

5.3 実務家の参加 専門職学位課程において実務家の参加は不可欠である。大学はプログラムに実務家をどう参加させるかを明記する必要がある。

5.4 教員の質 上記に加えて教員の質的な適性は、現在および過去における以下の事項(3点)によって示される。

5.41 教育 (instruction) 学生への助言、教授法、コース内容、革新的なカリキュラムの発展といった、教育プログラムを改善しようとする努力

5.42 研究活動 研究活動、執筆活動、論文発表

5.43 経験と公共サービス 政府、産業界、非営利機関、コンサルティング業務における職業経験および公共サービス

5.5 教員の多様性 マイノリティ、女性、障害者のような多様な教員メンバーの雇用を保証する計画が遂行されていることを証明しなければならない。教員の多様性に対応するプログラムやプランは、おおよそ NASPAA の「多様性に関するガイドライン」を反映していること。

## 6.0 入学者選考

6.1 入学者選考の目的と基準 教育に関する必須条件を含め入学者選考の目的、方針、基準を明確に公表する必要がある。就職経験のない学生、職を持つ学生、その他の学生に対する相違点を明記することや、マイノリティ、女性、障害者に関する具体的問題に配慮した内容を提示しなければならない。学生の多様性に対応するプログラムやプランは、おおよそ NASPAA の「多様性に関するガイドライン」を反映していること。

6.2 学士号の必要性 通常入学選考対象者は地区ア kredィテーション協会に認定された教育機関の学士号を取得した者、および米国外からの志願者で適正に審査をされた者に限られる。

6.3 入学選考要因 入学選考対象者は専門職学位課程や公共サービス分野において将来活躍する可能性を持つ者に限っていること。入学選考基準には以下の要因が含まれる：(a) 大学院進学適正試験 (GRE) や大学卒業生対象の適正試験 (GMAT) またはこれと同等のテストにおける適正分野での成績 (b) 学部での GPA および成績の傾向 (c) 学部卒業時の順位 (d) 経歴、職業的関心事、小論文 (e) 専門職業経験の質の評価。入学選考基準を決定する際には、就職経験の無い学生と職に就いている学生とでは異なった方法で優秀性の基準を立てる必要がある。将来公共サービスの分野で活躍する専門職員の質を上げるためにも、入学選考の最終決定はひとつの判断基準に基づくのではなく、上記指針を複数合わせて決定要因とすること。

## 7.0 学生向けサービス

7.1 学生へのアドバイスと評価 入学から卒業までの間常時、学生はプログラムに関するアドバイスや進路指導、学業進歩の評価をしっかりと受けることができること。

7.2 就職あっせんサービス プログラム（もしくは教育機関）は公共問題および行政の分野で適切な就職先をあっせんすること。

## 8.0 支援サービスと施設

8.1 予算 プログラムは提示された目的に見合う十分な財源を確保していること。

8.2 図書館 全学生、全教員が、公共問題および行政に関する大学院レベルの学習に適した図書施設およびサービスを利用できること。これには教科書、モノグラフ、定期刊行物、逐次刊行物、パンフレット、研究報告書が含まれる。プログラム用の図書館所蔵物を、プログラムの教員が選定すること。

8.3 支援要員 プログラムがその教育目的を達成するために、適任の秘書や事務職員が配置されていること。

8.4 教授用機材 学生、教員はコースワークや研究活動に適した機材（コンピュータ、視覚教材、オーディオテープ、ビデオテープ、フィルムなど）を利用することができること。

8.5 教員オフィス 教員オフィスには学生とのカウンセリングや授業の準備、その他業務を行うための十分なスペースとプライバシーがなければならない。

8.6 教室 開講コースには適切な教室が準備されること。セミナー、ケースディスカッション、シミュレーション実施、講義に適した部屋が通常である必要である。

8.7 ミーティングの場 学生と教員が非公式に授業のプロジェクトやインターンシップでの経験、その他の問題に関して話し合う適切な場が必要である。

## 9.0 オフキャンパス教育と遠隔教育

### 9.1 定義と範囲

オフキャンパス教育と遠隔教育プログラムは、(a) 学生が本部キャンパス以外の施設あるいは場所にいる、または(b) 学生が物理的に近くにいる教師から直接定期的に授業を受けることがない、という場合のプログラムである。オフキャンパス教育、遠隔教育は正当な教育ニーズに応えることができること。プログラムが、本部キャンパスとは異なる使命を掲げ、異なる学生集団に対応し、多様な教育技術や学習方法を活用する場合には、以下の点に関して十分な情報を提供する責任がある：

- －教授内容がどの程度目的に準拠、寄与しているか。評価や指導の過程がどの程度教授内容の共通性を確保しているか。
- －本部キャンパスとの違いが学生、教員、運営者、システム、プロセス、プログラムの割り当てに与える影響。
- －開設される場所に関わらず、認定を求めるプログラムで学ぶ全学生が受ける教育が、本部キャンパスと異なることによる影響。

### 9.2 プログラムの目的、評価、指導

プログラムはオフキャンパス教育および遠隔教育のコース、現場、プログラムに具体的な根拠を示して当該教育機関の MPA プログラムの目標とどう関わっているか、また目標にどう寄与しているかを説明すること。その根拠はサービスを受ける学生や地域ニーズに基づいたもので、本部キャンパスにおけるプログラムの使命・目的への寄与を示したものであること。

### 9.3 プログラムの管轄権

プログラムは教育サービス、学生サービス、管理運営方針とその実践が、オフキャンパス教育、遠隔教育コース、プログラム、キャンパスとどのように、また誰によって関連を持つかを説明すること。また共通性がどのように確保されているかを含め、誰がどのように決定、運営、評価するか併せて説明する。

### 9.4 カリキュラム

コアカリキュラムは本部キャンパスのプログラムにおけるカリキュラムと同様であること。プログラムの目的、評価、指導過程にあった適切なカリキュラムや教育技術を取り入れること。またプログラムは各授業科目固有の教育目標、授業科目と必要条件の共通性、コースの目標および内容と教育技術の共通性、教育支援の性質と有効性を示していること。

### 9.5 教員

教員は本部キャンパス教員と同等であること。プログラムは、本部キャンパスがカリキュラム、コース、指導のプランニング、設計、実施、評価の管理をどのように行っているのかについて、またオフキャンパス教育と遠隔教育コースが教員の仕事量と業務にどう影響しているかについて明示すること。オフキャンパス教育、遠隔教育における教育の要素は教育機関の学生保有力、推進力、テニユア、功績評価プロセス、決定基準といったものに分解される。教員の公正性や多様性を促し、オフキャンパス教育、遠隔教育に対する差別を禁止する政策や慣例は本部キャンパスに匹敵するものであること。

### 9.6 入学者選考

入学者選考の基準や手続は本部キャンパスと同様である。

### 9.7 学生向けサービス

本部キャンパスの学生が利用できるサービス同様の教育面および運営面でのサポート、サービスが受けられること。

### 9.8 支援サービスと施設

支援サービスと施設は本部キャンパスと同等であること。プログラムは現在利用できるサービスやアクセス、施設の内容に関する情報を把握していなければならない。